

心身障害者(児)

福祉の手引き

令和7年度

(2025年度)



尼崎市

発 行：尼崎市福祉局障害福祉課

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL 06-6489-6397

FAX 06-6489-6351

ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp

発行日：令和7年(2025年)10月

手引の使用について

この手引は、障害のある方に、どのような福祉サービスが利用できるのかを知っていただくために作成したものです。

利用できるサービスは、障害の種類や程度、所得状況などにより異なり、手続きも事前申請を必要とするものなどがありますので、利用の際は、**各サービスを担当する窓口でよく相談してください。**

(市外局番のない電話番号はすべて尼崎06番です)

また、身体障害者手帳や療育手帳を必要としない(診断書などが優先する)サービスもありますが、この手引では比較的近いと思われる手帳の等級または判定を記載しています。

身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続き等に関しては、北部障害者支援課、南部障害者支援課または障害福祉課にお問い合わせください。

精神障害者保健福祉手帳については、北部地域保健課、南部地域保健課または疾病対策課にお問い合わせください。

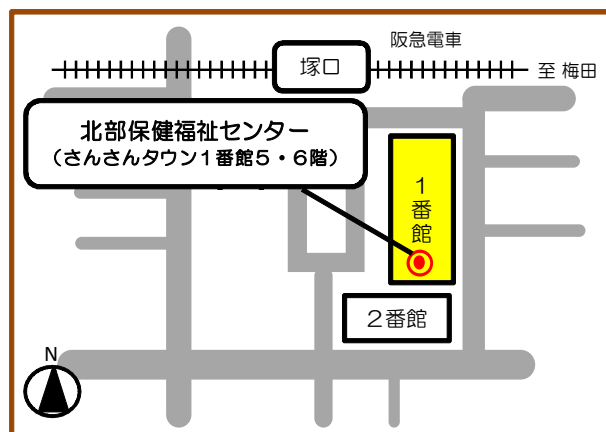
次の場合は、必ず届け出てください。

- 手帳の氏名又は保護者の変更、亡くなられた場合等の返還
- 手帳の住所変更

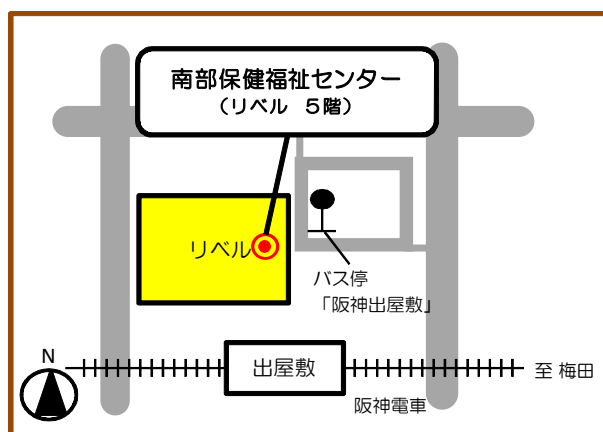
*療育手帳については、県外及び神戸市・明石市に転出の際、返還が必要です。

※ 各項目の窓口については、尼崎市役所の組織改正等により名称等変更されることがありますので、ご了承ください。

北部障害者支援課・北部地域保健課 所在地



南部障害者支援課・南部地域保健課 所在地



※保健福祉センターは駅前にありますので、バス・電車の公共交通機関をご利用ください。

※駐車場はありますが、料金は利用者負担となりますので、ご了承ください。

※駐輪場はありますが、一定時間経過後は有料となります。

手引の見方

身体障害者手帳・療育手帳を取得すると、様々な福祉サービスを利用することができます。

I サービスを受ける際には様々な要件がありますので、以下の点にご注意ください。

☆ 等級は何級ですか？

身体障害者手帳には1級～6級、療育手帳にはA、B1、B2の等級があります。

等級によって受けられるサービスが変わる場合があります。

☆ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別は何ですか？

身体障害者手帳の場合は、第1種及び第2種があります。

(療育手帳の場合は、Aが第1種相当、B1・B2が第2種相当となります。)

鉄道運賃の割引など、交通に関する軽減の際に適用します。

☆ おいくつですか？

児童か成人かなど、年齢によってサービスが異なる場合があります。

また、介護保険が対象となる年齢の方の場合、介護保険が優先となるため福祉サービスが受けられないものもあります。

☆ どなたとお住まいですか？

在宅かどうか、単身世帯かどうかなど、世帯要件によって、福祉サービスが受けられない場合があります。

☆ 所得はおいくらですか？

医療費減免や、各種手当など、所得制限がある場合があります。

☆ その他様々な要件がある場合があります。

制度によっては、診断書を必要とする場合もあります。

サービスを利用される際には、各制度を担当する窓口にてご確認ください。

<目次について>

本手引の4～7ページに、福祉サービスの一覧表を掲載しております。

今まで挙げたような理由で、○が付いている場合でも支給対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

Ⅱ 様々な福祉サービスがあります。

1 医療費の軽減(10ページ)

障害者手帳を取得すると、医療費の軽減が受けられる場合があります。
等級にもよりますので、詳しくは各担当にお尋ねください。

2 税金の減免(11ページ)

各種税金の減免が受けられますが、等級によって免除額が変わるものもあります。
減免を受けるには、必ず申請が必要となりますのでご注意ください。

3 交通に関する軽減(12~14ページ)

バス・タクシー・鉄道機関など、交通に関して割引が受けられます。
また、有料道路の割引や駐車禁止除外指定車標章の交付などもあります。

4 手当・年金関係(15・16ページ)

年齢によって、受給可能な手当が異なります。また、手当によっては手帳の取得を要件としないものもあります。在宅要件、所得制限などもあります。

5 補装具・日常生活用具等の給付(17ページ)

身体の損傷や機能を補う為の装具や、日常生活上の便宜を図る為の用具を給付します。
用具によっては、介護保険が優先となりますのでご注意ください。

6 保護者の方の負担軽減(18ページ)

介護人助成や扶養共済制度など、障害がある方を支援されている方の負担の軽減を図ります。

7 安全・安心をサポート(19・20ページ)

緊急通報システムやNET119など、障害がある方の安全・安心をサポートします。

8 くらしを豊かに(21~24ページ)

ホームヘルプやショートステイなど、障害がある方のくらしを支援します。

9 雇用について(25ページ)

ハローワークでの職業相談や職業紹介など、職業的自立を支援します。
また、障害者職業訓練校などもご案内しています。

10 視覚に障害がある方へ(26・27ページ)

上記以外のサービスで、視覚に障害がある方へのサービスをご紹介します。

11 聴覚に障害がある方へ(28・29ページ)

上記以外のサービスで、聴覚に障害がある方へのサービスをご紹介します。

12 障害について相談する(40・41ページ)

尼崎市が委託している相談支援事業者の一覧や知的・身体障害者相談員の名簿を掲載しています。

障害程度別該当事業一覧表

※○の場合でも、条件により支給対象外となることがあります。

			医療費の軽減				税金の減免								交通に関する軽減														
ページ			10ページ				11ページ								12ページ				13ページ				14ページ						
番号			1	2	3	4	5								6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
事業名			障害者（児）医療費の助成	高齢障害者医療費の助成	後期高齢者医療の受給	自立支援医療費（更生医療・育成医療）の支給	①所得税	②相続税	③個人市民税・県民税・森林環境税	④個人事業税	⑤軽自動車税種別割	⑥自動車税種別割	⑦軽自動車税環境性能割	⑧自動車税環境性能割	バス特別乗車証の交付	福祉タクシー利用料の助成	リフト付自動車の派遣	駐車禁止除外指定車標章の交付	兵庫ゆずりあい駐車場制度	障害者に対する有料道路の割引制度	タクシー料金の割引	航空運賃の割引	鉄道運賃等の割引	兵庫県内の乗り合いバスの割引	身体障害者自動車改造費助成	身体障害者自動車改修費助成	市立自動車駐車場料金の減免	市立自転車駐車場定期利用料の減免	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	
		2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	
		3級	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	
		4級				○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		△	○	○	
		5級				○	○	○	○											○	○	○	○	○		△	○	○	
		6級				○	○	○	○											○	○	○	○	○		△	○	○	
	聴覚・障害平衡	2級	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		3級	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		4級				○	○	○	○		○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		5級				○	○	○	○		○	△	△	△					○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		6級				○	○	○	○											○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		音声言語そしゃく機能障害	3級	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	○					○	○	○	○	○	○	△	○	○
			4級			△	○	○	○	○						○					○	○	○	○	○	○	△	○	○
	肢体不自由	1級	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		2級	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		3級	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		4級			△	○	○	○	○		△	○	○	○	○			△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		5級				○	○	○	○		△	○	○	○					△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		6級				○	○	○	○		△	○	○	○					△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
	内部障害	1級	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		2級	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		3級	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		4級				○	○	○	○		△	△	△	△	○			△	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
療育手帳	A	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	
	B 1	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○						○	○	○	○				○	○	
	B 2					○	○	○		○				○							○	○	○				○	○	
難病患者																			○										
所得制限			有	有																					有				

			手当・年金関係						補装具・日常生活用具等の給付				保護者の方の負担軽減						安全・安心をサポート														
ページ			15ページ			16ページ			17ページ				18ページ						19ページ						20ページ								
番号			20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45					
事業名			障害基礎年金	特別障害給付金	無年金外国人重度障害者等特別給付金	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	重度心身障害者（児）介護手当	自動車事故対策機構介護料支給制度	補装具の交付・修理・貸与	障害者（児）日常生活用具の給付	心身障害者（児）住宅改造費の助成	車いすの貸出	兵庫県心身障害者扶養共済制度	心身障害児施設入所（通所）利用者定率負担金の助成	理・美容出張サービス	在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人助成	訪問入浴サービス	尼崎市NET119	尼崎市FAX119	110番アプリ・FAX110	障害者虐待通報・緊急連絡窓口	障害者110番（障害者ほっとライン）	弁護士・福祉専門職による無料法律相談	あんしん通報システムの貸与	避難行動要支援者名簿の情報提供	個別避難計画の作成					
			身体障害者手帳		視覚障害		1級	○	○	○	△	○	○	△		○	○	○	△	○					○	○	○	○	○	○			
							2級	○	○	○		△	△	△		○	○	○		○	○	△	○					○	○	○	○	○	
							3級	○	○	○			△			○	○	○		○	○							○	○	○			
							4級									○	○	○			○							○	○	○			
							5級									○	○	○			○							○	○	○			
							6級									○	○	○			○							○	○	○			
聴覚・障害平衡		2級	○	○	○	△	○	○	△		○	○	○		○	○	△	○				○	○	○	○	○	○	○					
		3級	○	○	○			○			○	○	○		○	○							○	○	○	○							
		4級									○	○	○			○							○	○	○	○							
		5級									○	○	○										○	○	○	○							
		6級									○	○	○			○							○	○	○	○							
		聴覚障害のみ																															
音声言語そしゃく機能障害		3級	○	○	○			○			△	○	○		○	○					○	○	○	○	○	○	○	○					
		4級									△	○	○			○					○	○	○	○	○	○							
肢体不自由		1級	○	○	○	△	○	○	△		○	○	○		○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	○					
		2級	○	○	○		△	○	△		○	○	○		○	○	△	○	○				○	○	○	○	○	○					
		3級	○	○	○			○			○	○	○		○	○							○	○	○								
		4級						△			○	○	○			○							○	○	○								
		5級									○	○	○			○							○	○	○								
		6級									○	○	○			○							○	○	○								
内部障害		1級	○	○	○	△	△	△	△		△	○	○		○	○	△	○					○	○	○	○	○	○					
		2級	○	○	○				△		△	○	○		○	○		○					○	○	○	○	○	○					
		3級	○	○	○						△	○	○		○	○							○	○	○								
		4級									△	○	○			○							○	○	○								
療育手帳		A	○	○	○	△	△	○	△			○	○		○	○	△	○					○	○	○	○	○	○					
		B 1	○	○	○			△					○		○	○							○	○	○								
		B 2	△	△				△					○		○	○							○	○	○								
難病患者								△			○	○	○			○							○										
所得制限			有	有	有	有	有	有		有	有	有	有																				

障害程度別該当事業一覧表

※○の場合でも、条件により支給対象外となることがあります。

			くらしを豊かに																				雇用について									
ページ			21ページ					22ページ					23ページ					24ページ					25ページ									
番号			46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73		
事業名			障害福祉サービス等の給付	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	障害者（児）歯科診療	NHK放送受信料の減免	市営住宅の申込	携帯電話使用料の割引	NTT104 無料電話番号案内（ふれあい案内）	身体障害者手帳交付診断料特例給付事業	生活福祉資金	兵庫県在宅重度障害者生活環境改善資金貸付事業	小額預金の利子所得等の非課税制度	スポーツ大会	身体障害者福祉センターの講座等	身体障害者福祉センターの貸室事業	身体障害者デイサービスセンターのプール事業	身体障害者福祉会館の貸室事業	障害者スマホ・パソコン相談室	郵便等による不在者投票及び代理記載制度	図書の郵送貸出し（テーブライブラリー）	心身障がい者用ゆうメール	「ハート・プラスマーク」カードの配布	「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の配布	職業相談及び職業紹介等	職業適応訓練	障害者職業訓練校	阪神友愛食品(株)能力開発センター	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり	製造たばこの小売販売業の許可		
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○		
		2級	○		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○		
		3級	○		○	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○		○	○		
		4級	○		○	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		5級	○		○	△		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		6級	○		○	△		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
	聴覚・平衡機能障害	2級	○		○	△	○	○	聴覚障害のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○		○	○		
		3級	○		○	△	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		4級	○		○	△	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		5級	○		○	△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		6級	○		○	△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		音声言語・聴覚機能障害	3級	○	失語症と診断を受けた人	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○	
	4級		○	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
	肢体不自由		1級	○		○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○		○	○	○	○		○	○	
			2級	○		○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○		○	○	○	○		○	○
			3級	○		○	△	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○
			4級	○		○	△	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○
	内部障害	5級	○	○	△		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		6級	○	○	△		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
		療育手帳	1級	○		○	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	
			2級	○		○	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	
	3級		○		○	△	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○	○		
	4級		○		○	△	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○		
療育手帳			A	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○		○			○		○	○	○	○	○	○	○			
			B 1	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○	○			
			B 2	○		○	△	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○			
難病患者			○																					○					○			
所得制限																																

[illegible]

その他	
ページ	内容
30	日常生活用具の種目及び給付の対象者等
36	障害福祉サービス等の名称と内容
40	相談支援事業者／知的・身体障害者相談員名簿
42	身体障害者障害程度等級表

その他	
ページ	44
	45
	47

関係機関一覧表

機 関 名	住 所	電 話
障 害 福 祉 課	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	TEL 6489-6397 FAX 6489-6351
障 害 福 祉 政 策 担 当		TEL 6489-6577 FAX 6489-6351
北 部 障 害 者 支 援 課	〒661-0012 尼崎市南塚口町2-1-1 塚口さんさんタウン1番館5階 北部保健福祉センター内	TEL 4950-0374 FAX 6428-5118
北 部 福 祉 相 談 支 援 課		TEL 4950-0562 FAX 6428-5109
北 部 地 域 保 健 課		TEL 4950-0637 FAX 6428-5110
南 部 障 害 者 支 援 課	〒660-0876 尼崎市竹谷町2-183 出屋敷リベル5階 南部保健福祉センター内	TEL 6415-6246 FAX 6430-6803
南 部 福 祉 相 談 支 援 課		TEL 6415-6279 FAX 6430-6807
南 部 地 域 保 健 課		TEL 6415-6342 FAX 6430-6850
中央保健・福祉申請受付窓口	〒660-0862 尼崎市開明町2-1-1 開明庁舎内	TEL 6413-5381 FAX 6413-5393
小田保健・福祉申請受付窓口	〒661-0976 尼崎市潮江1-4-5 アミグ潮江プラストいきいき3階	TEL 6480-5593 FAX 6493-5701
大庄保健・福祉申請受付窓口	〒660-0076 尼崎市大島3-9-25 大庄北生涯学習プラザ内	TEL 6419-2941 FAX 6419-3656
立花保健・福祉申請受付窓口	〒661-0013 尼崎市栗山町2-25-28 立花南生涯学習プラザ内	TEL 6427-7778 FAX 6429-7007
武庫保健・福祉申請受付窓口	〒661-0041 尼崎市武庫の里1-13-29 武庫西生涯学習プラザ内	TEL 6432-5400 FAX 6433-6502
園田保健・福祉申請受付窓口	〒661-0982 尼崎市食満5-8-46 園田東生涯学習プラザ内	TEL 6492-1182 FAX 6494-4463
福 祉 課	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	TEL 6489-6348 FAX 6489-6329
介 護 保 険 事 業 担 当		TEL 6489-6343 FAX 6489-7505
健 康 増 進 課	〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1-502 フェスタ立花南館5F 尼崎市保健所内	TEL 4869-3033 FAX 4869-3049
疾 病 対 策 課		TEL 4869-3053 FAX 4869-3049
J R 尼 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー	〒661-0976 尼崎市潮江1-4-5 アミグ潮江プラストいきいき3階	TEL 6480-5961 FAX 6494-6500
阪 神 尼 崎 サ ー ビ ス セ ン タ ー	〒660-0862 尼崎市開明町2-1-1 開明庁舎内	TEL 6413-5341 FAX 6413-5343
阪 急 塚 口 サ ー ビ ス セ ン タ ー	〒661-0012 尼崎市南塚口町2-1-1 塚口さんさんタウン1番館4階	TEL 6427-4261 FAX 6427-4267

各保健福祉センターの所管区域は、**J R神戸線を境界**として、北側にお住まいであれば北部保健福祉センター、南側にお住まいであれば南部保健福祉センターとなります。

機 関 名	住 所	電 話
尼 崎 市 社 会 福 祉 協 議 会	〒661-0033 尼崎市南武庫之荘 3-24-5 尼社協ほっと館	TEL 4 9 5 0-9 0 4 3 FAX 4 9 5 0-9 1 3 6
中 央 む す ぶ グ ル ー プ	〒660-0892 尼崎市東難波町 2-14-1 中央北生涯学習プラザ内	TEL 6 4 8 2-1 7 9 0 FAX 6 4 8 9-9 3 0 0
小 田 む す ぶ グ ル ー プ	〒660-0802 尼崎市長洲中通 1-6-10 小田南生涯学習プラザ内	TEL 6 4 8 8-5 4 4 3 FAX 6 4 8 8-5 4 5 9
大 庄 む す ぶ グ ル ー プ	〒660-0076 尼崎市大島 3-9-25 大庄北生涯学習プラザ内	TEL 6 4 1 9-8 2 2 5 FAX 6 4 1 9-8 2 2 6
立 花 む す ぶ グ ル ー プ	〒661-0013 尼崎市栗山町 2-25-28 立花南生涯学習プラザ内	TEL 4 9 5 0-5 0 0 7 FAX 6 4 2 9-7 0 0 7
武 庫 む す ぶ グ ル ー プ	〒661-0041 尼崎市武庫の里 1-13-29 武庫西生涯学習プラザ内	TEL 6 4 3 1-7 8 8 4 FAX 6 4 3 1-9 5 4 2
園 田 む す ぶ グ ル ー プ	〒661-0982 尼崎市食満 5-8-46 園田東生涯学習プラザ内	TEL 4 9 5 0-0 4 1 0 FAX 6 4 9 1-2 3 6 4
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	〒661-0024 尼崎市三反田町 1-1-1	TEL 6 4 2 3-0 0 1 5 FAX 6 4 2 3-8 1 5 1
身 体 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー	〒660-0052 尼崎市七松町 3-8-8	TEL 4 8 6 9-5 0 3 3 FAX 6 4 1 3-5 6 7 7
身 体 障 害 者 福 祉 会 館	〒660-0024 尼崎市三反田町 1-1-1 (尼崎市教育・障害福祉センター 2 階)	TEL 6 4 2 2-0 0 3 0 FAX 6 4 2 2-0 0 3 0
た じ か の 園	〒661-0024 尼崎市三反田町 1-1-1	TEL 6 4 2 3-3 2 8 9 FAX 6 4 2 3-3 2 4 4
あ こ や 学 園	〒661-0024 尼崎市三反田町 1-1-1	TEL 4 9 6 1-7 8 7 0 FAX 6 4 2 2-8 4 6 0
兵 庫 県 尼 崎 こ ど も 家 庭 セ ン タ ー	〒661-0974 尼崎市若王寺 2-18-3 (ひと咲きタワー 9 階)	TEL 4 9 5 0-5 0 0 1 FAX 6 4 9 1-3 3 0 0
兵 庫 県 立 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	〒651-2134 神戸市西区曙町 1070 (兵庫県立総合リハビリテーションセンター内)	TEL (078) 927-2727 FAX (078) 927-2745
兵 庫 県 立 知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 (兵庫県福祉センター 3 階)	TEL (078) 242-0737 FAX (078) 242-0736
尼 崎 公 共 職 業 安 定 所 (ハローワーク 尼 崎)	〒660-0827 尼崎市西大物町 12-41 アマゴッタ 2 F	TEL 7 6 6 4-8 6 0 8 FAX 6 4 8 7-0 3 5 2
尼 崎 南 警 察 署	〒660-0881 尼崎市昭和通 2 丁目 6 番 8 2 号	TEL 6 4 8 7-0 1 1 0 FAX 6 4 8 7-0 2 3 0
尼 崎 東 警 察 署	〒661-0976 尼崎市潮江 5 丁目 8-55	TEL 6 4 2 4-0 1 1 0 FAX 4 9 6 1-0 1 1 0
尼 崎 北 警 察 署	〒661-0012 尼崎市南塚口町 2-13-23	TEL 6 4 2 6-0 1 1 0 FAX 6 4 2 9-0 1 1 0

制 度 一 覧 表

各保健福祉センターの所管区域は、**JR神戸線を境界として**、北側にお住まいであれば北部保健福祉センター、南側にお住まいであれば南部保健福祉センターとなります。

I 医療費の軽減

番号	項 目	対 象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
1	障害者(児)医療費の助成	1～3級	A・B I	障害者(児)が、医療機関にかかったとき、医療費のうち保険診療の自己負担分を助成する。(一部負担金・所得制限あり。18歳未満の障害児は入院の負担なし。) ・国民健康保険による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者	福祉医療課 TEL 6489-6359 FAX 6489-6398 北部福祉相談支援課 南部福祉相談支援課
2	高齢障害者医療費の助成	1～3級	A・B I	障害者が後期高齢者医療制度で医療機関にかかったとき、医療費のうち保険診療の自己負担分を助成する。(一部負担金・所得制限あり) ・後期高齢者医療制度の被保険者	各地区保健・福祉申請受付窓口
3	後期高齢者医療の受給	1～3級 4級の 一部※	A	65歳～74歳で一定の障害がある人は、申請により、後期高齢者医療制度の被保険者となることができる。また、いつでも届出により脱退できる。 ・身体障害者手帳などの受領時に申請 ※「4級の一部」とは、4級のうち、次のいずれかに該当する方 ・音声機能または言語機能の著しい障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・一下肢の機能の著しい障害	後期高齢者医療制度担当 TEL 6489-6836 FAX 6481-1371 南部福祉相談支援課 各地区保健・福祉申請受付窓口(中央・小田を除く) 各サービスセンター
4	自立支援医療費(更生医療)の支給 (身体障害者)	1～6級		手術その他の医療によって障害を軽くしたり、職業上又は日常生活上の能力を増したりする見込みのある場合に適用。原則一割負担(税額等による上限額あり)。 ※育成医療は手帳を所持していなくても対象になる場合あり。(18歳未満の児童)	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉申請受付窓口 障害福祉課
	自立支援医療費(育成医療)の支給 (身体障害児)	※			北部地域保健課 南部地域保健課 各地区保健・福祉申請受付窓口

2 税金の減免

番号	項 目	対 象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
5	税の減免 ※税金の制度についてはその範囲が広く、内容によって対象者・窓口が違います。 また、税金の種類によって、申請時期や基準等も異なりますので、よくお確かめください。	1～6級	A・B1・B2	①所得税 ②相続税 ※軽減となる場合があります。	尼崎税務署 TEL 6416-1381
				③個人市民税・県民税・森林環境税 （個人市民税・県民税・森林環境税をあわせて個人住民税とも言う）	市民税課 TEL 6489-6246、 6247、6248 FAX 6489-6875
		個人事業税については担当窓口へご相談ください。		④個人事業税 （重度の視覚障害者が行うマッサージ等の医業に類する事業）	西宮県税事務所 TEL (0798)39-1512 FAX (0798)34-5628
		障害の区分や程度によっては減免の対象外となる場合もございます。事前に必ず各担当窓口にお問い合わせください。 ※身体障害者等（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳をお持ちの方、本人又は生計を一にする方）が所有する自動車、軽自動車等（1台に限る）については、自動車税種別割、軽自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免制度があります。		⑤軽自動車税種別割	税務管理課 TEL 6489-6288 FAX 6489-6951
				⑥自動車税種別割 （申請時、身体障害者手帳等をお持ちの方が入院や福祉施設等に入所している場合は減免することはできません。）	西宮県税事務所 TEL (0798)39-6113 FAX (0798)23-7795
				⑦軽自動車税環境性能割	神戸県税事務所 TEL・FAX (078)822-6050
				⑧自動車税環境性能割	神戸県税事務所 TEL (078)441-0305 FAX (078)441-4932

3 交通に関する軽減

番号	項目	対象		内容	窓口
		身障手帳	療育手帳		
6	バス特別乗車証の交付	1～4級	A・BI・B2	1乗車において、尼崎市内の停留所で乗車し降車する場合に限り、無料で路線バスが利用できる特別乗車証を心身障害者（児）に交付する。 ・1種1級～4級、A・BI →介護人付特別乗車証：対象者とその介護人が同乗する場合、又は対象者が単独で乗車する場合に使用できます（介護人のみの利用はできません）。 ・2種1級～4級、B2 →単独用特別乗車証：対象者のみが利用できます。	北部福祉相談支援課 南部福祉相談支援課 各地区保健・福祉申請受付窓口 （受付のみ行い、即日交付はできません。）
7	福祉タクシー利用料の助成	（視覚・肢体・肝臓） 1～2級（内部（肝臓を除く）） 1級	A	在宅（入院・入所中を除く）で生活している心身障害者（児）の方に、タクシーの基本料金相当額のチケットを月4枚の割合で交付する。	福祉課（6のみ） 6・7・8及び高齢者移送サービスチケットの4つの制度のうち、いずれか1つの選択
8	リフト付自動車の派遣	（肢体・肝臓） 1～2級（内部（肝臓を除く）） 1級		在宅（入院・入所中を除く）で生活している身体障害者（児）の方に、月4回（片道利用）の割合で登録証を交付する。行先は原則として、市内の公的機関及び医療機関に限る。	
9	駐車禁止除外指定車標章の交付	内容欄参照	A	道路標識や道路標示により駐車を禁止している場所（道路の右側、駐車場の出入口、消火栓付近などあらかじめ道路交通法で駐車が禁止されている場所を除きます。）に駐車することができる「駐車禁止除外指定車標章」を申請に基づき交付する。 【対象】 視覚・下肢・移動・心臓・腎臓・呼吸器・小腸・免疫機能障害の1～4級、上肢機能障害の1級及び2級（ただし2級は両上肢機能の著しい障害又は両上肢の全指を欠く障害）、聴覚障害の2級及び3級、平衡機能障害の3級、ぼうこう又は直腸機能障害の1級及び3級、体幹、肝臓機能障害の1～3級。乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能障害1級及び2級（ただし一上肢のみの運動機能障害は除く）。 ※申請時に必要なもの 手帳又は手帳の写し（手帳番号、交付年月日、住所、氏名、障害名及び等級の記載がある部分。）、過去に標章交付を受けている場合はその標章。 代理申請の場合は委任状及び代理人の身分を証明できる書面 ※交付までの所要日数 申請日から14日後（土、日、休日は数えません。交付日は平日となります。） ※インターネットで申請することができます（一部除く）。詳しくは兵庫県警察ホームページをご覧ください。	県内の警察署交通課 警察本部交通規制課 [問い合わせ先] 警察本部 交通規制課 TEL (078)341-7441 (内線5177) FAX (078)351-7847

番号	項 目	対 象		内 容	窓 口						
		身障手帳	療育手帳								
10	兵庫 ゆずりあい 駐車場制度	(視覚・ 内部) 1～4級 (聴覚) 2～3級 (平衡) 3・5級 (体幹) 1～3・5級 (上肢) 1～2級 (下肢) 1～6級	A	歩行が困難な方に対し、「ゆずりあい駐車場」 の案内表示のある駐車スペースに駐車できる 「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を申請に基 づき交付する。 ※申請時に必要なもの 手帳、身分証明書（代理申請の場合）	北部障害者支援課 南部障害者支援課 障害福祉課						
11	障害者に 対する 有料道路の 割引制度	1～6級 (ただし、 介護者運 転の場合 は第1種 のみ)	A	身体障害者手帳の交付を受けている人が、自 動車を自ら運転する場合、あるいは第1種の身 体障害者手帳又は、療育手帳A判定の交付を 受けている人を介護する者が運転する場合に 有料道路通行料金が割引される。ただし、営業 用自動車を除く（なお、事前申請が必要）。 ※インターネットで申請することができます。詳 しくはオンライン申請受付サイトをご覧ください。 (https://www.expressway-discount.jp)	北部障害者支援課 南部障害者支援課 障害福祉課 ◎問い合わせ先 阪神高速道路お客さま センター TEL 06-6576-1484 FAX 06-6576-3921						
12	タクシー料金 の割引	1～6級	A・ B1・B2	タクシー料金総額の1割を割引。 ※事業者によって異なる場合がある。	各タクシー会社 （事業者）						
13	航空運賃の 割引	1～6級	A・ B1・B2	12歳以上の身体障害者及び知的障害者及び 同行する介護者1名。割引額や割引対象者は 航空会社によって異なる場合がある。 ※介護者は12歳以上の者で、航空会社が介 護能力があると認めたもの。	各航空会社 営業所						
14	鉄道運賃等の割引 (JR西日本の場合。鉄道会社によって異なる場合がある。) ○印:それぞれの乗車券額の5割引 ×印:割引なし				各鉄道会社 購入時に身体障害 者手帳、もしくは療 育手帳を提示。 乗車時には手帳を 携帯し、係員から求 められたら提示。						
	区分		本人				介護人				
			普通 乗車券	定期 乗車券		普通回数 乗車券	普通 急行券	普通 乗車券	定期 乗車券	普通回数 乗車券	普通 急行券
	第1種身体障害 者及び第1種知 的障害者	12歳以上	○	○		○	○	○	○	○	○
		12歳未満	○	×		○	○	○	○	○	○
	第2種身体障害 者及び第2種知 的障害者	12歳以上	○	×		×	×				
		12歳未満	○	×		×	×				
		12歳未満で定期 乗車券を使用する場合	×	×		×	×	×	○	×	×
	注1:介護人が購入する乗車券類は、本人と同一である必要があるが、本人が通学定期乗車券であっても、介護人が購入することができる定期乗車券は通勤定期乗車券に限られる。										
	注2:第1種身体障害者及び第1種知的障害者が単独で乗車するときは、第2種身体障害者及び第2種知的障害者と同じ取り扱いになる。										
	注3:第2種身体障害者及び第2種知的障害者が割引されるのは、100kmを超える乗車券に限られる。										
	注4:特別急行列車に対する特別急行券は割引とならない。										

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
15	兵庫県内の 乗り合いバスの 割引	1～6級	A・ BI・B2	第1種身体障害者・第1種知的障害者 →本人、介護人とともに割引 第2種身体障害者・第2種知的障害者 第1種身体障害者、第1種知的障害者単独 →本人のみ割引 ※事業者によって異なる場合がある。	各バス運営会社 乗車時に身体障害 者手帳、もしくは療 育手帳を提示。
16	身体障害者 自動車 運転免許 取得費助成	1～6級		身体障害者の就労の促進及び行動範囲を拡大し、生活の向上を図る。 ・助成額 経費の2/3以内 ・限度額 100,000円 ・免許取得後6か月以内に申請が必要 ・初回の免許取得の場合のみ	北部障害者支援課 南部障害者支援課
17	身体障害者 自動車改造費 助成	1～6級		身体障害者が就労等に伴い免許条件等により 自動車を改造する場合、その改造に要する経 費を助成する。 ・限度額 1件 100,000円 ・所得制限あり ・改造前に申請が必要	
18	市立自動車 駐車場(阪神尼 崎駅前駐車場) 料金の減免	1～6級	A・ BI・B2	障害者が運転または同乗している場合、入庫 から3時間以内であれば料金が無料となる。 出口精算機または観光案内所にて必ず手帳の 提示と減免申請が必要。	道路課 TEL 6489-6796 FAX 6488-8883
19	市立自転車 駐車場定期 利用料の減免	1～6級	A・ BI・B2	障害者が利用する場合、定期利用料金が半額 となる。 必ず手帳の提示と、減免申請が必要。 ※民間駐輪場については、それぞれの駐輪場 にお問い合わせください。	道路課 TEL 6489-6796 FAX 6488-8883 または 各駐輪場まで。

4 手当・年金関係

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
20	障害基礎年金 受給月 2月 4月 6月 8月 10月 12月	概ね 1～3級	A・ B1・B2 の一部	心身に障害がある20歳以上で国民年金法に定める1、2級に該当する者に支給する。ただし、初診日において国民年金保険料（厚生年金等の保険料を含む）を一定期間以上納付していなければならない。初診日が20歳未満の場合は保険料の納付要件はないが、所得制限あり。（請求は原則として65歳まで） ・初診日が厚生年金・共済組合等の加入中である場合はそれぞれの制度で対象となる。 ・初診日が昭和61年4月1日以降で厚生年金・共済組合等の加入者の被扶養配偶者となっていた国民年金第3号被保険者期間中にある場合の窓口は尼崎年金事務所となる。 ・障害基礎年金受給者には、年金生活者支援給付金の支給があります。（所得制限あり）	国保年金課 TEL 6489-6428 FAX 6489-6417 尼崎年金事務所 お客様相談室 TEL 6482-4591 FAX 6482-1438
21	特別障害 給付金 受給月 2月 4月 6月 8月 10月 12月	概ね 1～3級	A B1・B2 の一部	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生、または昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方に対して給付する。 ・所得制限あり	
22	無年金外国人 重度障害者等 特別給付金 受給月 1月 4月 7月 10月	1～3級	A・B1	年金制度の資格要件等により障害基礎年金を受けることができない、以下の重度・中度障害者に対して特別給付金を支給する。 ①昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人で、同日前に障害の初診日があった人。 ②昭和61年4月1日前に長期間の海外滞在中に障害の初診日があった人 ・所得制限あり ・他の公的年金受給により給付制限あり	国保年金課 TEL 6489-6428 FAX 6489-6417
23	特別障害者 手当 受給月 2月 5月 8月 11月	1～2級 の一部	Aの 一部	在宅（入所中の者及び3か月を超えて入院している者を除く）の特別重度障害者に支給する。 ・重度の心身障害が重複している者又はこれと同程度の障害のある者 月 29,590円（令和7年4月から） （全国消費者物価指数の実績により変動あり） ・所得制限あり ・原則として診断書が必要	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉 申請受付窓口 障害福祉課

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
24	障害児福祉手当 受給月 2月 5月 8月 11月	1～2級の 一部	Aの 一部	在宅（入所中を除く）の重度心身障害児（20歳未満）に支給する。 月 16,100円（令和7年4月から） （全国消費者物価指数の実績により変動あり） ・所得制限あり ・原則として診断書が必要 ・他公的年金受給により資格給付制限あり	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉 申請受付窓口 障害福祉課
25	特別児童扶養手当 受給月 4月 8月 11月	1～3級、 4級の一部	A B1・B2 の一部	心身に障害のある児童（20歳未満）を監護する父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給する。 重度 月56,800円 中度 月37,830円（令和7年4月から） （全国消費者物価指数の実績により変動あり） ・所得制限あり ・対象児童の公的年金受給等による資格制限あり	北部障害者支援課 南部障害者支援課 障害福祉課
26	重度心身障害者（児） 介護手当 受給月 2月	1～2級	A	在宅（3か月を超えて入院していない者を含む）の重度心身障害者（児）（日常において常に介護を要する者）の介護者又は障害者の負担の軽減を図る（※新規申請は64歳まで）。 年額100,000円。 ・障害者の属する世帯全員が、市民税非課税 ・過去1年間、介護保険サービスや障害福祉サービス（※36～38ページ参照）を利用していない者	北部障害者支援課 南部障害者支援課
27	自動車事故 対策機構 介護料 支給制度	自動車損害賠償保障法施行令別表第1（第1級1号又は2号及び第2級1号又は2号）認定者及び同等の者		自動車事故により、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な方に支給する。 ・介護保険及び労災保険等介護料に相当する給付を受けている場合や、特定の施設に入院・入所している場合は対象外。 ・所得制限あり	独立行政法人 自動車事故 対策機構兵庫支所 TEL (078) 271-7601 FAX (078) 271-7603

5 補装具・日常生活用具等の給付

番号	項 目	対 象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
28	補装具の 交付・修理・ 貸与	1～6級		日常生活や職業の能率の向上を目的に、身体の損傷や失った機能を補うために用いる装具の交付・修理・貸与を行う。(修理については、本施策で交付を受けたものに限る) 種目 義肢(義手・義足)・装具(下肢・靴型・体幹・上肢)・姿勢保持装置(座位保持・臥位保持等)・視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・重度障害者意思伝達装置・人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)・車載用姿勢保持装置・★歩行補助つえ(一本杖をのぞく)・★車いす・★電動車いす・★歩行器・☆起立保持具・☆排便補助具(ストマ用装具代用品) ★…介護保険法優先 ☆…18歳未満のみ対象 ※障害の種類や部位、現況、等級、年齢及び生活環境により、交付される補装具の種目は異なります。 ・利用者負担上限額と費用の1割の低い方の額(18歳以上は所得制限あり) ・支給基準額を超えるものは自己負担となる ・高額障害福祉サービス費の対象となる場合あり ・購入・修理・貸与前に見積りなどを添えて申請が必要 ・交付種目別に耐用年数あり ・義肢・装具については、原則、治療用で作成したものと同タイプのものの作り替えが対象	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉 申請受付窓口 障害福祉課
29	障害者(児) 日常生活用具 の給付 品目等、詳細については30ページから35ページをご覧ください。	1～6級	A	日常生活上の便宜を図るための用具の給付を行う。 ※障害の種類や部位、等級、年齢及び生活環境により、給付される日常生活用具の種目は異なります。 ・利用者負担上限額と費用の1割の低い方の額 ・限度額を超えるものは自己負担となる ・所得制限あり ・購入前に見積りなどを添えて申請が必要 ・給付種目別に耐用年数あり	
30	心身障害者 (児)の住宅改 造費の助成	1～6級	A・ B1・B2	障害者(児)の身体状況に配慮した住宅改造工事を行うのに必要な費用の一部を助成する。対象工事費用(限度額あり)に助成率(所得により異なる)を乗じた額。 ・所得制限あり ・介護保険対象者を除く	尼崎市 社会福祉協議会 くらし支援 グループ TEL 4950-9046 FAX 4950-9136
31	車いすの貸出	障害者手帳の有無は問わない		車いすの交付申請中の場合など、車いすが一時的に必要な場合に貸出します。 (原則1か月以内) ※台数に限りがあるため、貸出できない場合があります。	障害福祉課

6 保護者の方の負担軽減

番号	項目	対象		内容	窓口
		身障手帳	療育手帳		
32	兵庫県 心身障害者 扶養共済制度	1～3級	A・ B1・B2	心身障害者（児）の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が相互扶助の精神に基づき、保護者（加入者）に万一のこと（死亡や障害の発生）があった場合に心身障害者（児）に年金を支給する。 （掛金が毎月あり） ・保護者（加入者）の加入時の年齢に応じて毎月の掛金が決定される。（新規の加入は65歳未満が対象）	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉 申請受付窓口 （扶養共済の新規を除く） 障害福祉課
33	心身障害児施設入所（通所）利用者定率負担金の助成	1～6級	A・ B1・B2	心身障害児施設入所（通所）者の扶養義務者の負担の軽減を図るため、食費等を除く利用者定率負担額の2分の1を助成する。	
34	理・美容 出張サービス	重度心身障害者（児）介護手当受給者の被介護者（平成11年度に、又は平成20年7月まで被介護者であった者を含む）		健康管理及び保健衛生の向上のため、理容・美容の出張サービスを実施する。	北部障害者支援課 南部障害者支援課 障害福祉課
35	在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人助成	1～2級 （ただし18歳未満）	A	重度心身障害児又は重度知的障害者（介護手当受給者の被介護者）を介護する家庭において保護者等の疾病、事故等緊急の事由により、当該児童の保護が一時的に極めて困難になったとき、介護人の費用を助成する。 ・4時間超過 7,000円 ・4時間以内 3,500円 いずれも生活保護世帯以外の場合自己負担あり ・期間は年15日以内（原則）	北部障害者支援課 南部障害者支援課
36	訪問入浴サービス	原則として肢体1～2級		家庭において入浴することが困難な寝たきりの重度身体障害者に対し、家庭に移動入浴車を派遣して入浴サービスを行う。 ・介護手当支給対象の障害者（児）等 ・税額等により自己負担あり	

7 安全・安心をサポート

番号	項目	対象		内容	窓口
		身障手帳	療育手帳		
37	尼崎市NET119	聴覚、発話に障害があり、音声による119番通報が困難な方（障害者手帳の有無は問いません）		聴覚や発話に障害のある方のための緊急通報システムです。 スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で119番通報ができます。 ご利用には、利用者登録が必要です。 詳しくは、44ページをご確認ください。	尼崎市消防局 情報指令課 TEL 6481-3968 FAX 6482-1995 メール ama-syou-sirei@city.amagasaki.hyogo.jp
38	尼崎市FAX119			聴覚や発話に障害があり、音声での119番通報が難しい方の場合、FAXを使った119番通報にも対応しています。 FAX送信番号は「119」です。 45ページの緊急通報連絡票に、氏名、住所、年齢、性別などの情報をあらかじめ記載し、ご家庭のFAXの近くに備えておくとう便利です。	
39	110番アプリ・FAX110	聴覚・言語に障害のある方や、音声による通話が困難な方（障害者手帳の有無は問わない）		聴覚・言語に障害のある方や音声による通報が困難な方のための緊急通報手段。アプリは事前登録が必要。FAXの場合は47ページを参考に通報内容を記載して送信。 詳しくは兵庫県警察の公式ホームページ(URL https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/teikyo/110/index4.htm)を参照。	兵庫県警察通信指令課 TEL (代) (078) 341-7441 FAX (078) 382-0110
40	障害者虐待通報・緊急連絡窓口	1～6級	A・B1・B2	障害者虐待に関する通報や障害者の地域生活における緊急相談への対応。※休日・夜間のFAXは受付のみ ※以下の時間帯については、休日・夜間専用ダイヤルにつながります。 (休日) 土・日・祝日・年末年始の全日 (夜間) 平日の17:30～翌9:00	北部障害者支援課 TEL 4950-0422 FAX 6428-5118 南部障害者支援課 TEL 6415-6248 FAX 6430-6803
41	障害者110番（障害者ほっとライン）	1～6級	A・B1・B2	障害者及び家族を対象に総合相談に対応。 (電話、FAX、メール可) 相談日 月～金 (ただし祝日及び年末年始は休み) 受付時間 9:00～16:30	兵庫県身体障害者福祉協会相談員 TEL (078) 230-9545 FAX (078) 230-9553 メール shogaisha110@hyoshinkyo.jp
42	弁護士・福祉専門職による無料法律相談	1～6級	A・B1・B2	障害者に関する差別や虐待、悪徳商法、財産管理等々、法律の関わる問題について、弁護士と福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士等）が無料で相談に応じます。 [相談日時] 毎週火・木曜日13:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く	兵庫県弁護士会 TEL (078) 362-0074 FAX (078) 362-0084

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
43	あんしん 通報システムの貸与 (尼崎市在宅 高齢者等 あんしん通報 システム 事業)	1～2級	A	身体障害者手帳1・2級を所持する障害者単身世帯、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aを所持する障害者複数世帯、65歳以上の方と身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aを所持しているの方のみの世帯に機器を貸与し、緊急の場合、この機器により受信センターに連絡し、出動員の駆け付け等により必要な対応をとる。 ※所得により自己負担あり。 ※固定電話回線のない方でも申込可能。(固定電話の場合、一部対応できない電話回線があります。) ※月に1回、状況確認の為に利用者宅に受信センターから電話をおかけします。 (お元気コール)	尼崎市社会福祉協議会 地域福祉推進部 事業推進グループ TEL 4950-9103 FAX 4950-9136 またはお住まいの地域の社会福祉協議会むすぶグループ
44	避難行動 要支援者名簿 の情報提供	1～2級	A	災害時に、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方についての地域の方々による安否確認や避難支援等に役立てるために、避難行動要支援者名簿を作成しています。 また、事前に同意を得た避難行動要支援者については、その情報を警察、消防、民生児童委員、社会福祉協議会(自主防災組織・自治会)等に提供し、平常時から避難支援体制づくりや災害時の避難支援に活用しています。(ただし、名簿掲載者の安全を保障するものではありません。) 左記に記載の対象者で、情報提供に同意し、名簿への掲載を希望する方は、重層的支援推進担当にお問い合わせください。 なお、同意書については郵送・FAXもしくは直接重層的支援推進担当までご持参ください。 ※同意書は市ホームページでダウンロード可能。	重層的支援推進担当 TEL 6489-6013 FAX 6489-6952
45	個別避難計画 の作成	1～2級	A	個別避難計画は避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、事前に一人ひとりの状況に合わせた避難方法等を記載する計画です。ご家族や地域の支援者と話し合い作成することが効果的です。 作成した個別避難計画は郵送または持参にて重層的支援推進担当までご提出ください。 ※様式は市ホームページでダウンロード可能。	

8 くらしを豊かに

番号	項 目	対 象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
46	障害福祉サービス等の給付	身体障害者・知的障害者・障害児		障害者が居宅や施設で介護サービスや自立に向けた就労支援サービスを利用した時に、その費用の一部を助成する。 (詳細は36～38ページ参照)	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉申請受付窓口
47	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	失語症と診断を受けた人		失語症のために意思疎通を図ることが困難な方に、外出、通院及び行政窓口での手続き等において円滑なコミュニケーションの援助を行うため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。	障害福祉課
48	障害者(児)歯科診療	身体障害者・知的障害者・障害児		一般の歯科診療所で治療困難な身体・知的などの障害をお持ちの方の歯科治療を行う。 (診療日) 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (受付は15:30まで) *金曜は第2・第4のみ 持参するもの: マイナンバーカード(健康保険証)、医療費受給者証、障害者手帳、(お薬手帳)	(一社) 尼崎市歯科医師会 尼崎口腔衛生センター 予約制…TEL又はFAX でご予約ください。 TEL 6481-3005 FAX 6481-3007
49	NHK放送受信料の減免	1～6級	A・B1・B2	全額免除:身体障害者・知的障害者がいる世帯で、世帯全員が個人市民税・県民税非課税の場合 半額免除:世帯主がNHK受信契約者で視覚、聴覚障害か重度(1・2級)の身体障害者、重度(A)の知的障害者の場合	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉申請受付窓口 (受付のみ行い、即日交付はできません。) 障害福祉課
50	市営住宅の申込	1～4級	A・B1・B2	身体障害者手帳をお持ちの方で、1級から4級までの障害のある方、または療育手帳をお持ちの方については、単身でのお申込みが可能。 なお、抽選の際の優先措置や入居収入基準の緩和については、取り扱いが異なるため詳細についてはお問い合わせください。	市営住宅 南部管理センター TEL 6411-1151 FAX 6411-1152
51	携帯電話使用料の割引	1～6級	A・B1・B2	基本使用料の割引等。ただし、携帯電話会社によって割引内容、割引率が異なる。	各携帯電話会社及び取扱店

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
52	NTT104 無料 電話番号案内 【ふれあい案内】	(視覚) 1～6級 (聴覚) 2～6級 (音声・ 言語・ そしゃく) 3・4級 (上肢・ 体幹) 1・2級	A・ B1・B2	所定の申込手続きにより、無料で104電話番号案内を利用できる制度。 ※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、104をダイヤルした場合が対象。 ※FAXによるお問い合わせの場合、必ず氏名・FAX番号を用紙に記載してください。	NTT西日本ふれあい 案内担当 TEL (0120)104-174 FAX (0120)104-134 平日 9:00～17:00 ※土・日・祝・年末年始 を除く
53	身体障害者 手帳交付 診断料 特例給付事業	1～6級		市民税非課税世帯の者を対象に身体障害者手帳の申請に要した診断料の負担が20,000円を超えた場合、その超えた金額に対し、助成を行う。	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区 保健・福祉 申請 受付窓口 障害福祉課
54	生活福祉資金	1～6級	A・ B1・B2	障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進等を図るため資金の貸付を行う。 ※申請要件・審査有り	尼崎市社会福祉協議会 くらし支援グループ TEL 4950-9046 FAX 4950-9136
55	兵庫県在宅 重度障害者 生活環境改善 資金貸付事業	1～2級	A	住宅を改修・改築する経費、介護関連設備を購入する経費を貸付する。 ・県内6ヶ月以上居住 ・限度額100万円(無利息) ・償還期間6年以内(割賦による均等償還) ・貸付決定後に着工すること ・1名以上の連帯保証人が必要 ・身体障害者相談員・知的障害者推進員を通じて借入申込書を提出	兵庫県 身体障害者福祉協会 TEL (078) 242-4620 FAX (078) 242-4260 兵庫県手をつなぐ育成会 TEL (078) 242-4644 FAX (078) 242-4069
56	小額預金の 利子所得等の 非課税制度 (通称:マル優)	1～6級	A・ B1・B2	預貯金等の元本(350万円まで)の利子が非課税になる。 (利用するためには、事前に金融機関等で手続きする必要がある。)	各金融機関
57	スポーツ大会	1～6級	A・ B1・B2	・兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会 4月～6月開催 競技種目は、陸上・水泳・卓球競技・フライングディスク・ボッチャ等。 ・尼崎市障害者・児スポーツ大会 令和7年(2025年)10月4日(土)→中止	障害福祉課

番 号	項 目	対 象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
58	身体障害者 福祉センター の講座等	1～6級	A・ B1・B2	文化講座、スポーツ・レクレーション教室、生活 訓練等を開催。事業により募集時期が異なる ため、市報及び身障センターLINE公式アカウ ントで確認を。	身体障害者 福祉センター TEL 6423-0015 FAX 6423-0054
59	身体障害者 福祉センター の貸室事業	1～6級	A・ B1・B2	【体育室】 利用する日の3カ月前から当日までに利用許 可申請書の提出が必要。(心身障害者の使用 料は無料・その他の方は有料。)	
60	身体障害者 デイサービス センターの プール事業	1～6級	A・ B1・B2	【室内温水プール事業】 ・利用日(火～土曜日) ※定期清掃期間など利用できない場合あり。 ・利用については無料(介護者も含む)	身体障害者 デイサービスセンター TEL 4869-5033 FAX 6413-5677
61	身体障害者 福祉会館の 貸室事業	1～6級		【大ホール・会議室】 利用する日の3カ月前から当日までに利用許 可申請書の提出が必要。(身体障害者の使用 料は無料・その他の方は有料。)	身体障害者福祉会館 TEL・FAX 6422-0033
62	障害者 スマホ・パソコン 相談室	1～6級	A・ B1・B2	兵庫県内在住の障害者を対象としたスマホ・パ ソコン相談室。「ちょっと聞きたい・相談したい」 時はお電話やメールで無料相談を受け付けて います。 [相談日時]月・火・水・金 10:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く	ひょうご障害者スマホ ・パソコン相談室 TEL (078) 855-8772 FAX (078) 242-4260 メール digital@hyoshin kyo.jp
63	郵便等による 不在者投票	内容欄に 記載		両下肢・体幹の障害・移動機能障害は1～2 級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 の障害は1級又は3級、免疫・肝臓機能の障害 は1～3級 身体に重度の障害があり、投票所に行くことが できない方については、自宅や療養先から「郵 便等による不在者投票」ができる。 ※氏名等が自署できる方	選挙管理委員会 TEL 6489-6774 FAX 6489-6767
	郵便等による 不在者投票の 代理記載制度	1級 (上肢 又は 視覚 障害)		郵便等による不在者投票ができる選挙人で一 定の要件に該当する方は、自署できなくても、 あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に投 票に関する記載をさせることができる。	

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
64	図書の 郵送貸出し (テープ ライブラリー)	1～3級	A・ B1・B2	対象 身体障害者手帳、療育手帳所持者で 来館困難な人 内容 点字図書・一般図書・録音図書 (※該当しない場合もあるので、問い合わせが 必要。登録後、希望する図書を来館又は電話 で申し込む。)	中央図書館 TEL 6481-5244 FAX 6481-2142
65	心身障がい者 用ゆうメール	1～2級	A	図書館法に規定する図書館で、日本郵便(株)に 届け出た図書館と、身体に重度の障害のある 方又は知的障害の程度が重い方との間で発 受される冊子とした印刷物(図書)を、ゆうメ ール(基本料金)の半額程度でお届けするサー ビス。(3kgまで)	日本郵便(株)の 郵便局
66	「ハート・プラス マーク」 カードの配布	1～4級 (内部障害)		身体障害者手帳(内部障害)をお持ちの方に、 「ハート・プラスマーク」の携帯用カードを配布。 希望の方は、身体障害者手帳を持参のうえ、 窓口まで。	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉 申請受付窓口 障害福祉課
67	「ヘルプマーク」・ 「ヘルプカード」 の配布	障害者手帳の有無は 問わない		義足や人工関節を使用している方、内部障害 や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助 や配慮を必要としていることが外見からは分 からない方に、「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」 を交付。 希望の方は、窓口まで。	北部障害者支援課 南部障害者支援課 北部地域保健課 南部地域保健課 障害福祉課 介護保険事業担当 保健所 健康増進課 疾病対策課

9 雇用について

番号	項目		対象		内 容	窓 口
			身障手帳	療育手帳		
68	職業相談及び職業紹介等		1～6級	A・BI・B2	障害者の職業相談及び職業紹介等を行い、職業的自立を援助する。	公共職業安定所 (ハローワーク)
69	職場適応訓練		1～6級	A・BI・B2	就職が比較的困難な障害者を県が事業主に一定期間委託し、職場に対する適応性を高めて、訓練終了後は引き続き雇用されることを目的とする。	
70	障害者職業訓練校	兵庫県立障害者高等技術専門学院	1～6級	A・BI・B2	障害者が技術を身に付けることによって、就労することを目的とした施設。 【ビジネス事務科】身体等障害者対象。 訓練期間1年。定員10名。 【総合実務科】知的障害者対象。 訓練期間1年。定員15名。 【Jobサポート科】精神障害者対象。 訓練期間6か月。定員5名。 【キャリアチャレンジ科】発達障害者対象。 訓練期間6か月。定員7名。	
		国立県営兵庫障害者職業能力開発校	1～6級	A・BI・B2	障害者職業訓練校。障害ごとに科目が分かれている。訓練期間は1年（ビジネス実務科は6か月）。 【OA事務科】身体障害者対象。定員20名。 【オフィスワークCAD科】身体障害者対象。定員15名。 【総合実務科】知的障害者対象。定員15名。 【ビジネス実務科】精神障害者対象。定員5名。 【キャリア実務科】発達障害者対象（発達障害により療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を取得している方、または発達障害の診断を受けている方）。定員15名。	
71	阪神友愛食品(株)能力開発センター			A・BI・B2	知的障害者（児）に対して、職業的自立のための社会生活適応訓練、職業適応訓練を行い、一般就労に対応できる能力を付与する。（訓練期間1年、定員 県立障害者高等技術専門学院委託訓練食品流通科15名）	
72	尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり		1～6級	A・BI・B2	障害者の「働く」「働き続ける」ことを支援。本人・家族・企業から、働くこと・雇用することに関する困りごとの相談に対し継続的な雇用に向けての就労の支援を行う。	尼崎市障害者就労・生活支援センター みのり TEL 6429-7355 FAX 6429-7351
73	製造たばこの小売販売業の許可		1～6級		身体障害者がたばこの小売販売業の許可を申請した場合において、たばこ事業法第23条各号の規定に該当しない時は、財務大臣は、当該身体障害者に当該許可を与えるよう努めなければならない（身体障害者福祉法第24条1項）となっている。	近畿財務局理財第二課 TEL 6949-6368 日本たばこ産業(株) 大阪支社 TEL 6450-1277

10 視覚に障害がある方へ

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
74	図書の 郵送貸出し (テープ ライブラリー)	1～6級		対象 視覚障害の記載のある身体障害者手帳 所持者 内容 点字図書・録音図書 ※利用者登録が必要	兵庫県点字図書館 TEL (078) 221-4400 FAX (078) 221-8924
75	対面朗読	1～3級 ※兵庫県 点字図書 館は1～6 級		対象 視覚障害者で身体障害者手帳所持者 内容 希望の資料を、図書館の対面朗読室 にて音訳者が朗読する。 (1回2時間程度) ※該当しない場合もあるので、問い合わせをし てください。利用には予約が必要。	中央図書館 TEL 6481-5244 FAX 6481-2142 兵庫県点字図書館 TEL (078) 221-4400 FAX (078) 221-8924
76	「声の広報」 市報あまがさき 音声版	1～2級		対象 視覚障害者 「市報あまがさき」の内容を収録したCD[デ ィジー版かCD版]を郵送。(点字版の「点字あ まがさき」利用者を除く) 同様に公営企業局が発行する「ウォータ ーニュースあまがさき」の内容を収録したCD「デ ィジー版かCD版」も希望者に郵送する(年2 回)。	広報課 TEL 6489-6021 FAX 6489-1827
77	「点字広報」 市報あまがさき 点字版	1～2級		対象 視覚障害者 「市報あまがさき」の内容を6割程度に抜粋し、 点訳した冊子を郵送。 (音声版の「声の広報」利用者を除く) 同様に公営企業局が発行する「ウォータ ーニュースあまがさき」の点字版も希望者に郵送 する(年2回)。	
78	「録音版・点字版」 尼崎市議会だより	1～2級		「尼崎市議会だより」の点字版、録音版(CD) を、市内の視覚障害者で希望する人、市内図 書館等に郵送。	議会事務局議事課 TEL 6489-6112 FAX 6489-6105
79	「声の広報」 愛の小箱 「点字広報」 広報ひょうご	1～6級		全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の点 字版、録音版(音楽CD)を、県内の視覚障害 者で希望する人、盲学校等視覚障害関係施設 などに配布。	兵庫県視覚障害者 福祉協会 TEL (078) 222-5556 FAX (078) 222-5564
80	「声の広報」 お元気ですか、 県議会です。 「点字広報」 議会だより	1～6級		全世帯配布広報紙「兵庫県議会だより」の点 字版、録音版(音楽CD)を、県内の視覚障害 者で希望する人、盲学校等視覚障害関係施設 などに配布。	

番号	項目		対象		内 容	窓 口
			身障手帳	療育手帳		
81	「音声版」 選挙のお知らせ		1～2級		対象 視覚障害者 選挙立候補者の氏名等を収録したCD「選挙のお知らせ」を郵送。(対象は市報あまがさき「声の広報」利用者)	選挙管理委員会 TEL 6489-6774 FAX 6489-6767
82	「点字版」 選挙のお知らせ		1～2級		対象 視覚障害者 選挙立候補者の氏名等を点訳した「選挙のお知らせ」を郵送。(対象は市報あまがさき「点字あまがさき」利用者)	
83	点字表示 シールの貼付		1～6級		対象 視覚障害者 市役所から発送する文書について、封筒、ハガキに所管課名・電話番号を点字表示して発送する(※事前登録が必要)。	北部障害者支援課 南部障害者支援課 障害福祉課
84	郵便料の減免	点字郵便物	1～6級 (視覚)		点字用紙のみを掲げたものを内容とする郵便物について、郵便料金が無料(3kgまで)。	日本郵便(株)の郵便局
		特定録音物等郵便物			盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物について、日本郵便(株)の指定する施設との発受については、郵便料金が無料(3kgまで)。	
		点字ゆうパック			日本郵便(株)の指定した事業所に差し出された点字のみを掲げたものを内容とするゆうパックを、安い運賃で利用可能。	
85	中途視覚障害者 訪問指導訓練		1～6級		視覚障害により日常生活に支障をきたしている方に対し必要な指導・訓練を行い、自立と社会参加の促進を図る。	兵庫県視覚障害者福祉協会 TEL (078) 222-5556 FAX (078) 222-5564
86	盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業		視覚かつ聴覚		視覚と聴覚に重複して障害のある方に対し、コミュニケーション及び移動等を支援するために、通訳・介助員を派遣する。	ひょうご盲ろう者支援センター TEL (078) 579-7601 FAX (078) 579-7603

Ⅱ 聴覚に障害がある方へ

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
86	盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業(再掲)	視覚かつ 聴覚		視覚と聴覚に重複して障害のある方に対し、コミュニケーション及び移動等を支援するために、通訳・介助員を派遣する。	ひょうご盲ろう者 支援センター TEL (078) 579-7601 FAX (078) 579-7603
87	手話通訳者 派遣	1～6級		聴覚障害者および音声または言語機能障害者が公的機関・医療機関へ行く等、社会生活上外出することが不可欠なときに、適当な付き添いが得られず、円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。	尼崎市聴覚障害者 コミュニケーション 支援センター TEL 6430-9485 FAX 6430-9489
88	要約筆記者 派遣	1～6級		聴覚障害者が公的機関・医療機関へ行く等、社会生活上外出することが不可欠なときに、適当な付添いが得られず、円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。	10:00～16:00 (尼崎市聴覚障害者 福祉協会) 休館日：土・日・祝
89	字幕入り ビデオ ライブラリー	障害者手 帳の有無 は問わな い		対象 聴覚障害児・者や、聴覚障害関係の団体、学校、施設 字幕付映像作品(ビデオ・DVD)の貸出し。 郵送での貸出しも対応。	兵庫県立聴覚障害者 情報センター TEL (078) 805-4175 FAX (078) 805-4192 9:00～18:00 休館日：月・日・祝
90	聴覚障害に 関する相談			対象 どなたでも 「きこえ」に関するさまざまな相談(補聴機器、聞こえ、生活、こころなど)に言語聴覚士、臨床心理士などの専門スタッフが個別に対応。(無料) ※予約制 電話、FAX、面談(手話・筆談での対応可能)	
91	こどものきこえ に関する相談	障害者手 帳の有無 は問わな い		対象 18歳未満のきこえない・きこえにくいこどもとその保護者、支援者 乳幼児からの切れ目のない支援を行う。聞こえに関するさまざまな相談に対応。(無料) ※予約制 電話、FAX、面談(手話・筆談での対応可能)	兵庫県こどものきこえ 相談センター TEL (078) 600-0556 FAX (078) 805-4192 9:00～18:00 (兵庫県立聴覚障害者 情報センター内) 休館日：月・日・祝

番号	項目	対象		内 容	窓 口
		身障手帳	療育手帳		
92	大型ごみ・臨時ごみのインターネット・FAXでの申込み ごみの減量・リサイクル等に関する問い合わせ	1～6級		対象 聴覚障害者等の電話利用が困難な方に限りFAXでも受け付けるほか全市民を対象にインターネットでも受け付けを行う。 「大型・臨時の区別」、「申込年月日」、申込者の「住所・氏名・FAX番号」、「申込品目・個数・サイズ(縦×横×高さ)cm」を記載し申込む。 (直接持ち込む場合は、別途、クリーンセンターまでFAXで連絡。) その他、ごみの減量・リサイクル等に関する問い合わせは資源循環課へ。	業務課 FAX 6409-1193 TEL 6374-9999 直接ごみを持ち込む場合は、クリーンセンター FAX 6409-0210 TEL 6409-0101 ごみ減量政策担当 FAX 6409-1277 TEL 6409-1341
93	聴覚障がい者用ゆうパック	1～6級 (聴覚・平衡)		日本郵便(株)の指定を受けた聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設と、聴覚に障害のある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とするゆうパックを、安い運賃で利用可能。	日本郵便(株)の郵便局
94	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業			軽・中度難聴児の補聴器購入費等の負担軽減を図るため、費用の一部を助成。 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までで、原則、聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方が対象。 ・購入前に意見書・見積書を添えて申請が必要。 ・耐用年数あり。	北部障害者支援課 南部障害者支援課 各地区保健・福祉申請受付窓口 障害福祉課

日常生活用具の種目及び給付の対象者等（障害者（児））

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
介護・訓練	★特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（電動のものに限る）	154,000	8年	下肢または体幹機能障害で2級以上。 ※介護保険対象者は除く。	18歳以上	不可
	★特殊マット	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	57,600	5年	下肢または体幹機能障害で1級（常時介護を要する者に限る）療育手帳がA（最A含む）判定の者 ※介護保険対象者は除く。	3歳以上	不可
	★特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	100,000	5年	下肢または体幹機能障害で1級（常時介護を要する者に限る） ※介護保険対象者は除く。	学齢児以上	不可
	入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年	下肢または体幹機能障害で2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	3歳以上	不可
	★体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） ※介護保険対象者は除く。	学齢児以上	不可
	移動用リフト	介助者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	435,000	4年	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上	不可
	訓練いす	原則として、付属のテーブルをつけるもの	33,100	5年	下肢または体幹機能障害で2級以上	3歳から17歳まで	不可
	訓練用ベッド	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢または体幹機能障害で2級以上	3歳から17歳まで	不可
	★エアーマット	褥瘡を防止できる機能を有するもの	128,100	3年	下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の1級であって、自らの意思により臥床姿勢を変えることが難しい者 ※介護保険対象者は除く。	18歳以上	不可
自立生活	★入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	下肢または体幹機能障害（入浴に介助を必要とする者） ※介護保険対象者は除く。	3歳以上	不可
	★便器	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。	14,800	8年	下肢または体幹機能障害2級以上 ※介護保険対象者は除く。	学齢児以上	不可
	★手すり（便器につけた場合）		15,600				不可
	歩行補助杖（一点杖）	十分な強度を有するもの	4,100	3年	下肢または体幹機能障害	なし	不可

日常生活用具の種目及び給付の対象者等（障害者（児））

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
自立生活	★移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	次の性能を有する手すり、スロープ等 ・障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するもの ただし、設置に住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※介護保険対象者は除く。	3歳以上	不可
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	18,900	3年	療育手帳がA（最A含む）判定の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	なし	可能
			オーダーメイド A 18,000 B 53,000 既製品 A 13,000 B 30,281	3年	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有する者 A スポンジ、革を主原料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主原料に製作	なし	可能
	特殊便器	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。	43,600	8年	上肢障害2級以上 療育手帳がA（最A含む）判定の者であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	不可
	火災警報器	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、尼崎市火災予防条例上設置義務のない場所に取り付けるものに限る	16,200	8年	障害等級2級以上 療育手帳がA（最A含む）判定の者	なし	不可
	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	32,400	8年		なし	不可
	電磁調理器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 療育手帳がA（最A含む）判定の者	18歳以上	不可
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10年	視覚障害2級以上	学齢児以上	不可
	聴覚障害者用 屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年	聴覚障害2級以上 ※世帯に1つのみ	18歳以上	不可

日常生活用具の種目及び給付の対象者等（障害者（児））

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
在宅療養等	透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続横行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	3歳以上	不可
	ネブライザー	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者 【同程度の身体障害者】 ・そしゃく機能（3級） ・音声機能全廃（3級）ただし、喉頭摘出と記載されているもの。 ・永久気管孔や気管切開されている方であって意見書（様式1号）で適当と認められる者	学齢児以上	不可
	電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5年			
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	障害者が容易に使用し得るもの A人工呼吸器の装着が必要な者 Bそれ以外の者	A 157,500 B 42,000	5年	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	なし	不可
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	23,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	不可
	視覚障害者用体温計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	不可
	視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	不可
	視覚障害者用血圧計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	不可
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800	5年	音声若しくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 ※肢体不自由者は意見書（様式2号）にて適当と認められる者 ※補装具費支給制度の「重度障害者意思伝達装置」が支給されている方は対象外	学齢児以上	可能
	情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等	118,800	5年	上肢障害または視覚障害で2級以上	学齢児以上	不可
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる者	18歳以上	不可
	点字器	A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製	標準型 A10,712 B 8,700	7年	視覚障害	なし	可能
		A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	携帯用 A 7,416 B 1,699	5年	視覚障害	なし	可能
	点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	150,000	5年	視覚障害2級以上で、本人が就労もしくは就学している。または就労が見込まれる者	学齢児以上	不可

日常生活用具の種目及び給付の対象者等（障害者（児））

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
情報・意思疎通	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生 85,000 再生専用 48,000	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上	可能
	視覚障害者用テーブルレコーダー	視覚障害者が容易に使用し得るもの	23,000	6年	視覚障害2級以上	なし	可能
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上	可能
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷もの等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるものまたは文字等を認識し、音声読み上げするもの	198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことまたは聞くことが可能になる者	学齢児以上	可能
	視覚障害者用時計（触読）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,600	10年	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする	18歳以上	可能
	視覚障害者用時計（音声）		16,000				可能
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	地上デジタル放送の受信が可能で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000	5年	視覚障害2級以上	学齢児以上	不可
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	21,900	5年	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	不可
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900 (取り付け工事費等除く)	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	なし	不可
	人工内耳用体外装置	【スピーチプロセッサ等】 医療機関等より医療保険の給付制度を利用して本装置の買い替えが出来ないと判断された場合に支給する。 ただし、民間保険を活用する場合は、本体価格から保険会社が認定する損害額を差し引いた金額を対象とする。	200,000	5年	聴覚障害者であって、人工内耳を装着している者	なし	可能
		【バッテリー】 ・ボタン電池 人工内耳用として販売されているもの ・充電電池 人工内耳用として販売されているもので、充電することで繰り返し使用できるもの	ボタン電池 片耳:2,500 両耳:5,000 (1ヶ月分) 充電電池 片耳:30,000 両耳:60,000	- 3年	聴覚障害者であって、人工内耳を装着している者	なし	可能

17ページ(29番)の障害者(児)日常生活用具の給付の詳細 ★印は介護保険法優先

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
情報・意思疎通	人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,150	4年	音声・言語機能障害	なし	可能
		顎下部にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 73,000	5年			
	視覚障害者用電子眼鏡	小型の高感度カメラで捉えた微光を増幅させ、装用者の眼前に設置されたディスプレイに投影できるもの	198,000	8年	夜盲、視野狭窄等による視覚障害者であって、本装置により安全に歩行が可能となる者であって、意見書(様式7号)で適当と認められる者	学齢児以上	可能
排泄管理	ストマ用装具(蓄便袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製またはプラスチックフィルム製のもの。 オストミー協会が定める「ストマ品目」の範囲内に限り消耗品として支給可能	8,858 (1ヶ月分)	—	直腸機能障害	なし	可能
	ストマ用装具(蓄尿袋)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製またはプラスチックフィルム製のもの。 オストミー協会が定める「ストマ品目」の範囲内に限り消耗品として支給可能	11,639 (1ヶ月分)	—	ぼうこう機能障害	なし	可能
	ストマ用装具(紙おむつ)	紙おむつ 「サラシ」「ガーゼ」「尿取りパット」 「脱脂綿」「おしりふき」は消耗品として支給可能	12,000 (1ヶ月分)	—	○3歳以上で次のいずれかの状態の者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害があり、所有する療育手帳がA(最A含む)判定の者で排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 ・治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある者 ・ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 ・先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ・溺水事故等による後遺症により脳に障害が残り、高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者	3歳以上	可能
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの(ラテックス製またはゴム製) A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿管付	(男性用) A普通型 7,931 B簡易型 5,871	1年	ぼうこう機能障害、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)	なし	不可
			(女性用) A普通型 8,755 B簡易型 6,077				
住宅改修費	★居宅生活動作補助用具		200,000	1回のみ	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) ※介護保険対象者を除く	学齢児以上	不可

日常生活用具の種目及び給付の対象者等（難病患者）

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者
	項目	性能等			
介護・訓練	★特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年	寝たきりの状態にある者 ※介護保険対象者は除く。
	★特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	57,600	5年	寝たきりの状態にある者 ※介護保険対象者は除く。
	★特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	100,000	5年	自力で排尿できない者 ※介護保険対象者は除く。
	★入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000	8年	入浴に介助を要する者 ※介護保険対象者は除く。
	★体位変換器	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	寝たきりの状態にある者 ※介護保険対象者は除く。
	移動用リフト	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	435,000	4年	下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢又は体幹機能に障害のある者
自立生活	★便器	難病患者等が容易に使用し得るもの (手すりをつけることができる)	14,800	8年	常時介助を要する者 ※介護保険対象者は除く。
	★手すり(便器につけた場合)		15,600		
	★歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000	8年	下肢が不自由な者 ※介護保険対象者は除く。
	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	43,600	8年	上肢機能に障害のある者
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	32,400	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
在宅療養等	ネブライザー	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	呼吸器機能に障害のある者
	電気式たん吸引器	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年	呼吸器機能に障害のある者
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年	人工呼吸器の装着が必要な者
情報・意思疎通	視覚障害者用電子眼鏡	小型の高感度カメラで捉えた画像を、装用者の眼前に設置されたディスプレイに投影できるもの	198,000	8年	夜盲、視野狭窄等による視覚障害があつて、本装置により安全に歩行が可能となる者
住宅改修	★居宅生活動作補助用具	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	-	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※介護保険対象者は除く。

障害福祉サービス等の名称と内容

種 類		名 称	内 容
介護給付	訪問系サービス	居宅介護〈ホームヘルプ〉 (身体介護・家事援助・通院等介助等)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。 対象は障害支援区分1以上。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由や行動障害により常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。 対象は18歳以上の身体障害(肢体不自由)、知的障害または精神障害のある方で障害支援区分4以上(※)。
		同行援護	視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報の提供を行います。
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。 対象は知的障害または精神障害のある方で障害支援区分3以上(※)。
		重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 対象は障害支援区分6(※)。
	日中活動系サービス	短期入所〈ショートステイ〉	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設などへ入所できます。 対象は障害支援区分1以上。
		生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。 対象は18歳以上で障害支援区分3以上(※)。
		療養介護	常に介護が必要で、医療が必要な障害のある方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。 対象は18歳以上で障害支援区分5以上(※)。
	サ ー ビ ス 居 住 系	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。 対象は18歳以上で障害支援区分4以上(※)。

注) 上記で※印がついているものは、利用にあたり障害支援区分の他に要件があるものです。

障害福祉サービス等の名称と内容

種 類		名 称	内 容
訓練等 給付	日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練 ・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
		就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
		就労選択支援 (令和7年10月から)	就労を希望する方の能力や適性などに合った就労先や働き方について、よりよい選択ができるように支援をします。
		就労継続支援 A(雇用)型 B(非雇用)型	一般の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
		就労定着支援	一般の事業所に新たに雇用された方に、就労の継続を図るために必要な連絡調整や雇用に伴い生じる生活上の問題への相談・助言などを行います。
	居住系サービス	共同生活援助<グループホーム>	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談、日常生活上の援助をします。
		自立生活援助	施設やグループホームから居宅での自立生活を営む方に、定期的な巡回訪問や通報の受付により、生活上の問題への相談・助言などを行います。

障害福祉サービス等の名称と内容

種 類	内 容
相談支援	<基本相談支援> 地域で生活する障害のある方や児童の福祉に関する各般の問題について、本人やその介護者等からの相談に応じます。 <地域相談支援> 入所している障害のある方または精神科病院に入院している精神障害のある方、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、地域生活に移行するための支援（地域移行支援）、居宅で単身等で生活する障害のある方に対し、緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を行います。 <計画相談支援> 障害のある方や児童の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。
障害児通所支援	<児童発達支援> 原則、未就学の障害のある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。また、これにあわせて上肢、下肢または体幹機能の障害のある児童に支援や治療を行います。 <放課後等デイサービス> 就学している障害のある児童に放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。 <居宅訪問型児童発達支援> 通所によるサービスを受けるため外出することが著しく困難な重度の障害のある児童に、居宅を訪問して、基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のための訓練等を行います。 <保育所等訪問支援> 保育所、小学校等に通う障害のある児童に集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 <障害児相談支援> 児童の心身の状況等を勘案し、利用する障害児通所支援の内容等を定めた、障害児支援利用計画の作成を行います。
地域生活支援事業	移動支援 屋外での移動に困難がある方に外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促します。
	日中一時支援 障害のある方の日中における活動の場を確保し、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

Memo (メモ)

[illegible]

尼崎市が委託している相談支援事業者

障害をお持ちの方が、地域でいきいきと自分らしく暮らすことができるように、一緒に考えます。相談は無料です。

(障害福祉サービス等の利用に関することなど)

令和7年(2025年)10月現在

相談支援事業者名	所在地	連絡先	主に対象とする障害
身体障害者福祉センター	尼崎市三反田町1丁目1番1号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休館日 月曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 6423-2600 FAX 6423-8151	身体障害
たじかの園	尼崎市三反田町1丁目1番1号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休園日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 6423-0210 FAX 6423-8151	知的障害児
地域共生スペースぷりば	尼崎市南武庫之荘11丁目1番8号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 6435-1850 FAX 6433-5561	身体障害
地域生活支援センター ポルタ	尼崎市尾浜町2丁目3番7号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 4256-7993 FAX 4256-6997	精神障害
サポートセンターさくら	尼崎市東園田町4丁目101番地の3.(エアー企画内) 受付時間 午前9:30～午後5:30 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 6430-9225 FAX 6491-3837	精神障害
相談支援センター ことのは	尼崎市西難波町2丁目2番12号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 4950-6150 FAX 4950-0245	知的障害
ななくさ清光園	西宮市田近野町8番1号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 0798-56-1700 FAX 0798-56-1701	知的障害児
三田谷治療教育院 治療教育室	(分室) 尼崎市西立花町1丁目3番12号 (本部) 芦屋市楠町1番5号 受付時間 午前9:00～午後5:00 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 4950-5811 FAX 4950-5828	知的障害 発達障害児

(障害者の就労支援)

尼崎市障害者就労・生活 支援センターみのり	尼崎市名神町2丁目1番12号 受付時間 月曜・火曜・木曜・金曜 午前9:00～午後5:00 水曜 午前9:00～午後7:00 月1回土曜も受け付けます。 (詳しくは、上記の連絡先までお問い合わせ下さい。) 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)	Tel 6429-7355 FAX 6429-7351	障害種別不問 (難病の方含む)
--------------------------	---	--------------------------------	--------------------

知的・身体障害者相談員

地域において、障害者が日常生活を送る上での様々な相談に応じ、更生に必要な援助を行っています。

知的障害者相談員名簿

令和7年(2025年)10月現在

氏名	住所	連絡先	区分
近友 和美	尼崎市崇徳院	6412-3995	知的障害
井上 三枝子	尼崎市西難波町	6482-8247	
相木 力子	尼崎市南武庫之荘	6436-6286	
井上 恵子	尼崎市長洲東通	6401-2358	
宮城 美津子	尼崎市杭瀬南新町	090-1154-1417	
加藤 智子	尼崎市上ノ島町	6421-4924	
鳥居 祐紀	尼崎市長洲西通	090-8233-0973	

氏 名	住 所	連絡先	区分
岩永 ゆかり	尼崎市浜田町	090-6206-6343	知的障害
竹田 佐和子	尼崎市長洲中通	7175-2572	
津 玲子	尼崎市西難波町	090-9213-2784	
山本 千里	尼崎市下坂部	6494-8352	
沢田 道代	尼崎市東園田町	6492-4194	

身体障害者相談員名簿

令和7年(2025年)10月現在

氏 名	住 所	連絡先	区 分
広部 景子	尼崎市塚口町	6421-4677	視覚障害
坂本 八重子	尼崎市七松町	6412-2388	
高野 政江	尼崎市立花町	6436-2166	
坂本 泰美	尼崎市西立花町	6419-3573	
馬場 聡	尼崎市大西町	6429-4570	
平井 啓一	尼崎市富松町	090-2101-8960	
森口 佐由美	尼崎市田能	090-7344-3818	
不動 香苗	尼崎市下坂部	080-3111-8172	
富永 正一	尼崎市塚口町	6421-4077	
仲川 町子	尼崎市七松町	090-7963-4538	
縄 威庸	尼崎市尾浜町	※6426-8673	聴覚障害
阪倉 智永子	尼崎市三反田町	※6429-6737	
岡崎 正樹	尼崎市崇徳院	※6411-6621	
岩本 吉正	尼崎市稲葉荘	※6413-8836	
寺岡 睦	尼崎市東難波町	※4868-4576	
井筒 玲子	尼崎市武庫之荘	※※090-9876-6079	
濱崎 明奈	尼崎市三反田町	waki28100506@gmail.com	
中村 泰輔	尼崎市大庄西町	※6417-0258	肢体障害
平岩 新之助	尼崎市西難波町	6481-6465	
荒本 育子	尼崎市南塚口町	6427-9346	
清岡 忠孝	尼崎市常吉	6431-1176	
瀬川 祐一	尼崎市若王寺	6494-7251	
高尾 絹代	尼崎市大島	6416-0864	
余越 友泰	尼崎市水堂町	090-5902-1424	
武光 康世	尼崎市東園田町	6497-1875	
石崎 構一	尼崎市潮江	6498-2523	
浦部 吉久佐	尼崎市大庄西町	6417-7806	
平石 明	尼崎市大庄北	6419-2320	
池田 佳ず実	尼崎市武庫町	080-9750-0815	
瀬川 ひろみ	尼崎市若王寺	6494-7251	
宮本 妙子	尼崎市大庄中通	6419-7072	
村尾 卓哉	尼崎市南塚口町	6426-4472	
守部 美枝子	尼崎市大庄西町	6416-8078	
川村 恵子	尼崎市東園田町	090-3925-2230	

※印はファックスのみ可

※※印はショートメッセージのみ可

身体障害者障害程度等級表（本表線より上は第1種を、下は第2種を表す）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害の障害			肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害	音声機能・言語機能又はそしやく機能の障害	上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の足関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは実用長（上肢においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害																																		
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害																												
	上肢機能	移動機能																																			
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの																												
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの																												
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）																												
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																												
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	<参考>2つ以上の障害が重複する場合の取り扱い 1 障害等級の認定方法 (1)2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。 (障害によって適用しない場合あり) <table><tr><th>合計指数</th><th>認定等級</th></tr><tr><td>18以上</td><td>1級</td></tr><tr><td>11～17</td><td>2級</td></tr><tr><td>7～10</td><td>3級</td></tr><tr><td>4～6</td><td>4級</td></tr><tr><td>2～3</td><td>5級</td></tr><tr><td>1</td><td>6級</td></tr></table> (2)合計指数の算定方法 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。 (特例あり) <table><tr><th>障害等級</th><th>指数</th></tr><tr><td>1級</td><td>18</td></tr><tr><td>2級</td><td>11</td></tr><tr><td>3級</td><td>7</td></tr><tr><td>4級</td><td>4</td></tr><tr><td>5級</td><td>2</td></tr><tr><td>6級</td><td>1</td></tr></table>							合計指数	認定等級	18以上	1級	11～17	2級	7～10	3級	4～6	4級	2～3	5級	1	6級	障害等級	指数	1級	18	2級	11	3級	7	4級	4	5級	2	6級	1
合計指数	認定等級																																				
18以上	1級																																				
11～17	2級																																				
7～10	3級																																				
4～6	4級																																				
2～3	5級																																				
1	6級																																				
障害等級	指数																																				
1級	18																																				
2級	11																																				
3級	7																																				
4級	4																																				
5級	2																																				
6級	1																																				
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの																																			
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの																																			

聴覚や発話に障害のある方のための緊急通報システム

尼崎市 NET119 (ネット119) のご案内

システムの概要

尼崎市 NET119 は、聴覚や発話に障害のある方のための緊急通報システムです。

スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、

簡単な操作で、すぐに119番通報することができます。

登録が
必要



- 自宅や勤務先、よく行く場所の住所を事前に登録できる。
- 持病や緊急連絡先といった情報を事前に登録できる。
- チャットで自分の状況を詳しく伝えることもできる。

だから、あなたからの SOS をすぐに受信

あなたの所へ救急車が行きます。



利用者登録の方法は、尼崎市公式ホームページで

ホームページへのアクセスは、左の二次元コードを読み取るか、
Web 検索「尼崎市ネット119」が便利です。



尼崎市消防局 情報指令課

(電 話) 06-6481-3968 (FAX) 06-6482-1995
(メール) ama-syou-sirei@city.amagasaki.hyogo.jp

119番 緊急通報連絡票

☆ FAX番号や住所、名前などはあらかじめ記入してください。

日付	年 月 日 時 分	あなたのFAX番号 — —
あなたの住所	市 マンション・ハイツ・アパート 号室	
氏名		
年齢・性別	(歳) (男 ・ 女)	
種別	火 事 ・ 救 急	
火 事 ・ 何が燃えていますか？ ☐ 自分の家が燃えている ☐ 近所の家が燃えている ☐ その他 () ※ 消防からの返信を待たずに避難してください。		
救 急 ・ だれが？ (歳) / 男 ・ 女 / 本人 ・ 家族 ・ 知人 ・ どうしましたか？ ☐ 意識がない ☐ 頭が痛い ☐ 胸が痛い・苦しい ☐ お腹が痛い ☐ ケガをした ☐ その他 () かかりつけの病院はありますか？ (病院)		
その他		

返 信 FAX 返信日時： 月 日 時 分

こちらは尼崎市・伊丹市消防指令センターです。あなたからのFAXを受信しました。

切り取り線

[illegible]

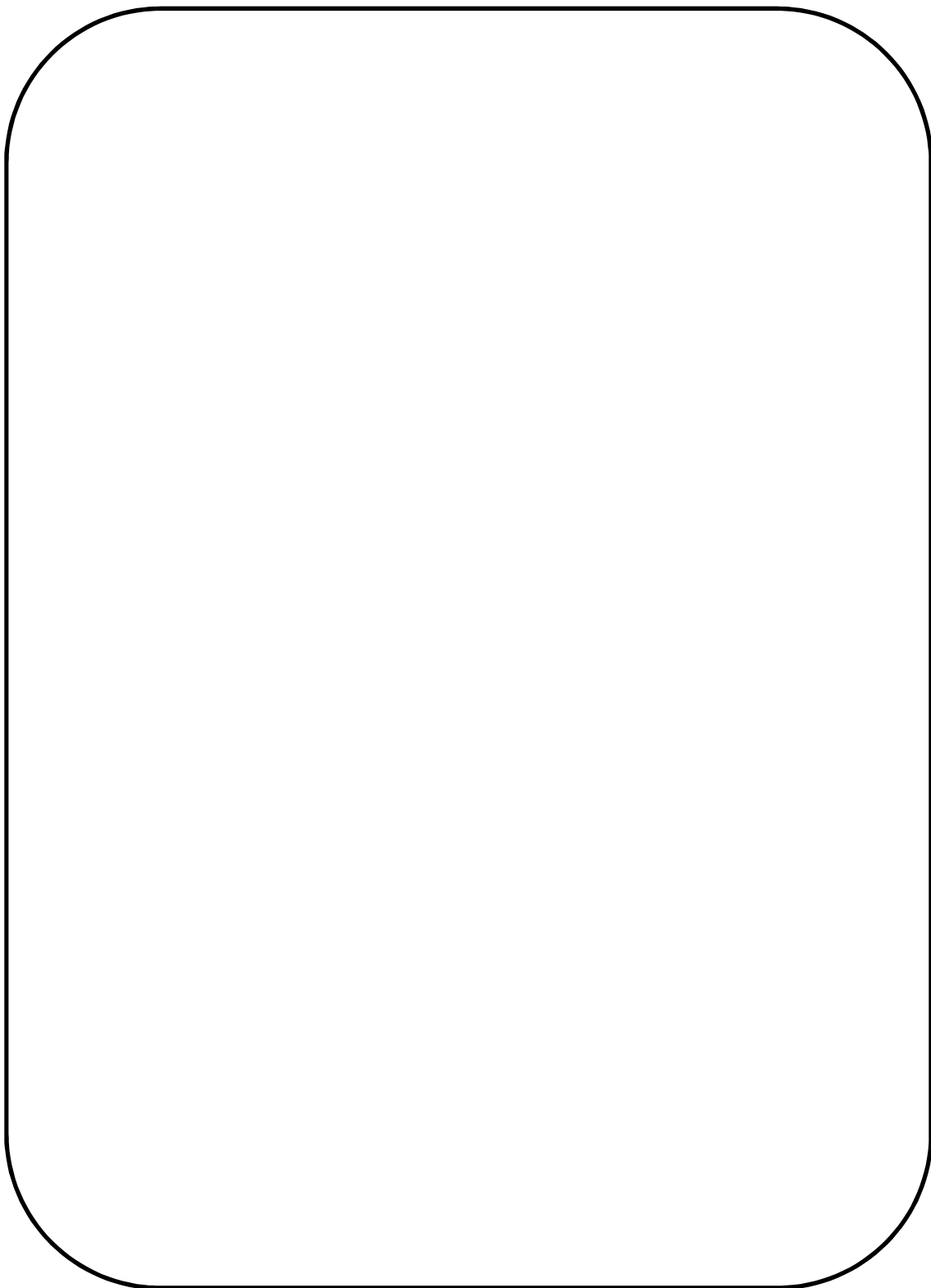
110番 きんきゅうつうほうれんらくひょう 緊急通報連絡票

FAX 番号 078-382-0110

ひ づけ 日 付	年 月 日 時 分	あなたの FAX 番号 — —
あなたの住所 じゅうしょ	尼崎市 マンション・ハイツ・アパート 号室	
し めい 氏 名		
ねんれい せいべつ 年齢・性別	(歳) ・ (男 ・ 女)	
しゅ べつ 種 別	じ けん じ こ 事 件 ・ 事 故	
☐ 事件ですか？事故ですか？(どろぼう、交通事故、けんかなど)		
☐ どこでありましたか？(〇〇町〇丁目〇番地、目標となる建物など)		
☐ いつごろですか？(何分ぐらい前、何時ごろ)		
☐ 犯人は？(人数、服装、性別、どちらに逃げたなど)		
☐ 今、どうなっていますか？(けが人、被害の状況、事件や事故の様子など)		
その他		

りよう かた ないよう きにゅう
利用される方は内容を記入して FAX で送信してください。

Memo (メモ)



障害のある方や配慮が必要な方に関するマークについて

障害のある方や配慮が必要な方に関するマークは、法律に基づくもののほか、障害者団体や行政機関が提唱しているものもあります。なお、マークの詳細等については、各関係団体にお問い合わせください。これらのマークを見かけた場合は、その方への配慮について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。

「ヘルプマーク」は、そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう東京都が作成したマークで、平成29年7月にはJISの案内用図記号に採用され、全国に普及が進んでいます。

(お問い合わせ)
兵庫県ユニバーサル推進課
TEL:078-362-4379 FAX:078-362-9040

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。

(お問い合わせ)
公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター
TEL:052-218-2154 FAX:052-218-2155

(兵庫県)譲りあい感謝マーク



内部障害者や難病患者の方など、配慮の必要なが外見からわかりにくい人がいます。

譲りあい感謝マークは、バスや電車での座席の譲りあいをはじめ、そうした方々の社会参加を応援し、みんなに優しい環境づくりを進めていこうというものです。

※譲りあい感謝マークは、現在、配布していません。

※譲りあい感謝マークは、ヘルプマークに移行しました。

※譲りあい感謝マークをお持ちの方は、ヘルプマークと交換もしくは新たに配布しますので、お申し出ください。

(お問い合わせ)
兵庫県ユニバーサル推進課
TEL:078-362-4379 FAX:078-362-9040

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

(お問い合わせ)
財団法人日本障害者リハビリテーション協会
TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523

身体障害者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(お問い合わせ)
警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁
TEL:03-3581-0141(代)

聴覚障害者標識



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

(お問い合わせ)
警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁
TEL:03-3581-0141(代)

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)
社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
TEL:03-5291-7885

耳マーク



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)
社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴の啓発のためのマークです。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)
社団法人日本オストミー協会
TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682

ハート・プラスマーク



身体内部(心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

(お問い合わせ)
特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
メールアドレス: info@heartplus.org

「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。

(お問い合わせ)
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
TEL:03-3200-0011(代) FAX:03-3200-7755

手話マーク・筆談マーク



近年、手話やろう者等への理解は徐々に広がり、役所や公共施設の窓口等で筆談や手話で対応してもらえる例も見られます。ろう者等にとって「筆談で対応できる」「手話で対応できる」ことが一目でわかると、安心して公共施設等を利用することができます。

全日本ろうあ連盟は誰にでも一目でコミュニケーション手段のわかる「手話マーク」「筆談マーク」を策定しました。

①手話マーク

国外への普及も考え、5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかで手の動きを表現しました。

【意味】

ろう者等から提示:「手話で対応をお願いします」

窓口等で掲示:「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」等

②筆談マーク

相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しました。

【意味】

当事者から提示:「筆談で対応をお願いします」

窓口等で掲示:「筆談で対応します」

(お問い合わせ)
一般財団法人 全日本ろうあ連盟
TEL:03-3268-8847 FAX:03-3267-3445